第1章 相談窓口

各区役所支援課　障害福祉係

各区役所支援課の障害福祉係では、障害のある方のさまざまな相談に応じ、必要な援護や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付、各種福祉サービスなどのご相談をお受けしております。また、差別や虐待などの権利侵害の通報や相談も受け付けています。以下を参照のうえ、お住まいの区の支援課へお問い合わせください。

西区役所支援課
〒331-8587　西区西大宮 3-4-2
西区役所 1 階
TEL 620-2662　FAX 620-2766
✉ nishiku-shien@city.saitama.lg.jp

桜区役所支援課
〒338-8586　桜区道場 4-3-1
桜区役所 1 階
TEL 856-6172　FAX 856-6276
✉ sakuraku-shien@city.saitama.lg.jp

北区役所支援課
〒331-8586　北区宮原町 1-852-1
北区役所 1 階
TEL 669-6062　FAX 669-6166
✉ kitaku-shien@city.saitama.lg.jp

浦和区役所支援課
〒330-9586　浦和区常盤 6-4-4
浦和区役所 1 階
TEL 829-6143　FAX 829-6239
✉ urawaku-shien@city.saitama.lg.jp

大宮区役所支援課
〒330-8501　大宮区吉敷町 1 -124-1
大宮区役所 1 階
TEL 646-3062　FAX 646-3166
✉ omiyaku-shien@city.saitama.lg.jp

南区役所支援課
〒336-8586　南区別所 7-20-1
南区役所 5 階
TEL 844-7172　FAX 844-7276
✉ minamiku-shien@city.saitama.lg.jp

見沼区役所支援課
〒337-8586　見沼区堀崎町 12-36
見沼区役所 1 階
TEL 681-6062　FAX 681-6166
✉ minumaku-shien@city.saitama.lg.jp

緑区役所支援課
〒336-8587　緑区大字中尾 975-1
緑区役所 2 階
TEL 712-1172　FAX 712-1276
✉ midoriku-shien@city.saitama.lg.jp

中央区役所支援課
〒338-8686　中央区下落合 5-7-10
中央区役所 1 階
TEL 840-6062　FAX 840-6166
✉ chuoku-shien@city.saitama.lg.jp

岩槻区役所支援課
〒339-8585　岩槻区本町 3-2-5
岩槻区役所 3 階
TEL 790-0163　FAX 790-0266
✉ iwatsukiku-shien@city.saitama.lg.jp

各区役所支援課に**手話通訳者**が設置されています。

◇設置日　月曜日～金曜日（曜日によりタブレットを活用した遠隔での手話通訳となります。）
◇設置時間　午前 9 時～午後 4 時（昼休みを除く）

障害者生活支援センター

地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援のほか、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。

西　区	北　区
〒331-0071 西区高木 123-4　カーサ辰巳１階 【全障害】西区障害者生活支援センター（ゆめの園）※ TEL 623-1768　FAX 622-8807 （月～金 午前9時～午後5時）	〒331-0812 北区宮原町 2-62-17 【身・知】北区障害者生活支援センター（みぬま）※ TEL 796-5705　FAX 796-5706 （月～金 午前9時～午後6時　土 午前9時～午後1時） 【精　神】北区障害者生活支援センター（ベルベッキオ） TEL 661-7092　FAX 661-7093 （月～金、第2・4土　午前9時～午後5時30分）
大宮区	**見沼区**
〒330-0841 大宮区東町 1-141-6 第2吉田ビル1階 【身・知】大宮区障害者生活支援センター（みぬま） TEL 650-6460　FAX 795-4721 （月～金 午前9時～午後6時　土 午前9時～午後1時） 【精　神】大宮区障害者生活支援センター（やどかり） TEL 795-4720　FAX 795-4721 （月～金 午前9時～午後6時）	〒337-0042 見沼区南中野 467-1 スガヤハイツ105 【身・知】見沼区障害者生活支援センター（来人） TEL 682-0677　FAX 682-0670 （火～土 午前9時～午後6時） 【精　神】見沼区障害者生活支援センター（やどかり）※ TEL 682-1101　FAX 687-0517 （火～土 午前9時～午後6時）
中央区	**桜　区**
〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 【全障害】中央区障害者生活支援センター（来夢）※ TEL 859-7231　FAX 852-3276 （月～日＜月1回土を除く＞ 午前9時～午後6時）	〒338-0837 桜区田島 4-10-8　１階 【全障害】桜区障害者生活支援センター(さくらとぴあ）※ TEL 783-7800　FAX 783-7799 （月～金、第1・3土 午前9時～午後6時）
浦和区	**南　区**
〒330-0074 浦和区北浦和 5-6-7 レジデンス北浦和104 【身・知】浦和区障害者生活支援センター（むつみ） TEL 824-3640　FAX 793-6376 （月～土　午前9時～午後6時） 【精　神】浦和区障害者生活支援センター(やどかり）※ TEL 793-6373　FAX 793-6376 （火～土 午前9時～午後6時）	〒336-0022 南区白幡 5-11-16 【全障害】南区障害者生活支援センター(あみ～ご)※ TEL 866-5098　FAX 866-5128 （月～金 午前9時～午後5時 月1回土 午前9時～午後1時） 〒336-0027 南区沼影 1-10-1　ラムザタワー 1 階 【全障害】南区障害者生活支援センター（社協ひまわり） TEL 710-8105　FAX 864-0570 （月～金 午前8時30分～午後5時）
緑　区	**岩槻区**
〒336-0926 緑区東浦和 3-2-7 サンライトマンション103 号 【全障害】緑区障害者生活支援センター（むつみ） TEL 607-1467　FAX 607-1467 （月～土 午前9時～午後6時）	〒339-0054 岩槻区仲町 2-5-3　一条ビル 1 階 【全障害】岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）※ TEL 793-4701　FAX 793-4702 （月～土＜第4土を除く＞ 午前9時～午後6時）

（西区を除き、祝祭日は休業）

（いずれの支援センターも年末年始は休業）

【全障害】すべての障害のある方の相談窓口　【身・知】主に身体障害、知的障害のある方の相談窓口
【精　神】主に精神障害のある方の相談窓口　【※】基幹相談支援センター

障害者更生相談センター

〒330-8501　大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 4 階
TEL 646-3128　FAX 646-3163　✉ syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp

主に 18 歳以上の身体障害、知的障害のある方及びその家族などからの専門的な知識や技術を必要とされる相談（更生相談）をお受けしています。また、以下の業務を行っています。

身体障害者更生相談

障害者総合支援法による補装具費支給や自立支援医療（更生医療）の要否判定及び専門的な助言を行います。

知的障害者更生相談

療育手帳に関する障害程度の判定、その他臨床心理学、社会福祉学に基づいた助言などを行います。

身体障害者手帳認定、療育手帳交付

各区支援課で受けた障害者手帳の交付申請書に基づいて、障害の認定及び手帳の発行を行います。

訪問相談事業

在宅身体障害者等の福祉用具や家屋改修、介助方法などについての専門的な助言を行います。
また、知的障害者等に対する臨床心理学、社会福祉学に基づいた助言などを行います。
さらに障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言を行います。

高次脳機能障害者支援事業（高次脳機能障害者支援センター）

高次脳機能障害者及びその家族等からの様々な相談を専門職員がお受けしています。また、相談内容に応じて関係機関と連携した支援を行います。（午前 9 時～午後 4 時）
TEL 646-3125　FAX 646-3163

障害者総合支援センター

〒338-0013　中央区鈴谷 7-5-7

管理係（総合受付）

TEL 859-7255　FAX 852-3272
✉ syogaisha-sogo-sien@city.saitama.lg.jp

就労支援係

TEL 859-7266　FAX 852-3273

障害のある方の就労の促進を図るため、ジョブコーチの派遣や雇用創出コーディネーターの事業所訪問による実習の場、就労の場の拡大を行うとともに、職場定着のための離職予防事業を行います。
詳しくは、75 ページ：「第 13 章　就労」をご覧ください。

発達障害者支援センター

TEL 859-7422　FAX 852-3272

発達障害者支援センターでは、発達障害のある方を対象に、本人・家族・支援者からの発達障害に関する相談をお受けしています。継続的な相談は、18 歳以上の成人期を対象としています。18 歳未満の方については、年齢や相談内容に応じた相談機関について情報提供等をしています。

北部児童相談所・南部児童相談所

〒330-0071　浦和区上木崎 4-4-10　さいたま市子ども家庭総合センター 4 階

北部児童相談所（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）
TEL 711-3917　FAX 711-8904
✉ hokubu-jido-sodanjyo @ city.saitama.lg.jp

南部児童相談所（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）
TEL 711-2489　FAX 711-8904
✉ nambu-jido-sodanjyo @ city.saitama.lg.jp

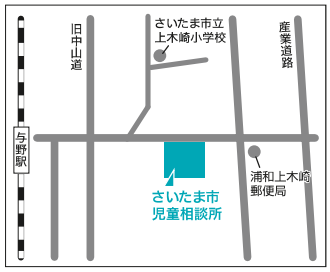

18 歳未満の子どもに関して、家族などからの相談に応じ、必要に応じて医学・心理学等による判定を行い、これらに基づいた助言指導や施設入所等の手続きを行っています。

総合療育センターひまわり学園

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行うほか、保育所・幼稚園等の地域の関係機関や家族への支援を行っています。

障害児総合療育施設（ひまわり学園）

〒331-0052　西区三橋 6-1587
TEL 622-1218　FAX 622-4359
✉ himawari-somu@city.saitama.lg.jp

療育センターさくら草

〒338-0837　桜区田島 2-16-2
TEL 710-5811　FAX 839-0352
✉ ryoiku-sakura@city.saitama.lg.jp

療育センターひなぎく

〒339-0042　岩槻区府内 1-8-1
TEL 796-7013　FAX 796-8633
✉ ryoiku-hinagiku@city.saitama.lg.jp

保健所

〒338-0013　中央区鈴谷 7-5-12

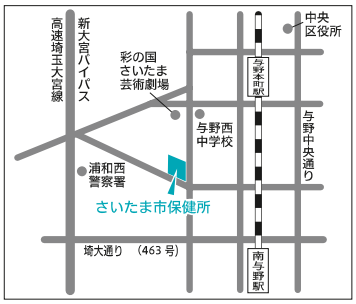

健康支援課

TEL 840-2219　FAX 840-2229

保健衛生の向上及び増進のため、難病に対する相談や支援を行っています。また、次の医療給付などの申請も受け付けています。

1. 指定難病医療給付
2. 特定疾患医療給付
3. 小児慢性特定疾病医療給付
4. 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付
5. 自立支援医療（育成医療）給付
6. 結核児童療育給付
7. 未熟児養育医療給付
8. 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給
9. 肝炎治療医療費助成
10. 肝がん・重度肝硬変医療費助成
11. 被爆者援護事務

精神保健課

TEL 840-2223、840-2234　FAX 840-2230

関係機関と連携をとりながら、精神保健に関する相談をお受けします。

※面接・訪問相談につきましては、事前にお電話ください。

各区役所保健センター

健康に関する相談や健康教育、訪問指導、精神保健相談、予防接種の相談などが受けられます。

西区役所保健センター
西区役所１階　TEL 620-2700　FAX 620-2769

北区役所保健センター
北区役所３階　TEL 669-6100　FAX 669-6169

大宮区役所保健センター
大宮区役所４階　TEL 646-3100　FAX 646-3169

見沼区役所保健センター
見沼区役所１階　TEL 681-6100　FAX 681-6169

中央区役所保健センター
中央区役所　別館１階
TEL 840-6111　FAX 840-6115

桜区役所保健センター
桜区役所３階　TEL 856-6200　FAX 856-6279

浦和区役所保健センター
〒330-0061　浦和区常盤 6-4-18
TEL 824-3971　FAX 825-7405

南区役所保健センター
南区役所７階　TEL 844-7200　FAX 844-7279

緑区役所保健センター
緑区役所３階　TEL 712-1200　FAX 712-1279

岩槻区役所保健センター
岩槻区役所４階　TEL 790-0222　FAX 790-0259

こころの健康センター

〒330-0071　浦和区上木崎 4-4-10 子ども家庭総合センター４階
TEL 762-8548　FAX 711-8907（月～金　午前９時～午後５時）

精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉相談のほか、思春期・ひきこもり・依存症に関する専門相談を行っております。相談は予約制のため、まずは、お電話でご相談ください。また、精神科病院入院者の退院及び処遇改善を求める請求の受け付けを行うほか、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費（精神通院）支給認定の申請に関する判定を行っています（手帳などの申請は、各区役所支援課が窓口となります）。

ひきこもり相談センター
TEL 762-8534（火・金　午前９時～午後５時）

ひきこもり相談センターでは、児童期から成人期を対象に不登校・ひきこもりのことでお悩みのご本人・ご家族からの相談をお受けしています。

子どもの精神保健相談室
TEL 762-8538（火・金　午前９時～午後５時）

子どもの精神保健相談室では、小学４年生から中学生のご本人・ご家族を対象に思春期の心の問題に関する相談をお受けしています。

埼玉県医療的ケア児等支援センター

〈窓口〉埼玉県医療的ケア児等支援センター（地域センターカリヨンの杜）
岩槻区馬込 2100 番地　TEL 797-6671　ikea-carillon@ohfukai.jp

医療的ケア児等とその御家族、支援機関からの相談・助言、情報提供などを行います。

開所時間　月曜日～金曜日　午前９時～午後５時（祝日・年末年始を除く）

さいたま市医療的ケア児保育支援センター（すまいるスポットさいたま）

〒338-0003　中央区本町東 7-4-19
TEL 854-0055　FAX 854-0022　✉ saitama@nanairo-childcare.jp
開所時間　月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

さいたま市医療的ケア児保育支援センター（愛称：すまいるスポットさいたま）では、未就学の医療的ケア児のご家族からの育児相談や保育所入所に関する相談等を実施しています。また、ご家族同士の交流の場の提供や、医療的ケア児とそのご家族を対象としたイベント等を開催しています。ご相談は予約制となっておりますので、まずはお電話等でご確認ください。

さいたま市社会福祉協議会

窓　口	問合せ先	所　在　地
総務課	TEL 835-3111 FAX 835-1222	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 9-30-22　浦和ふれあい館内
地域福祉課	TEL 834-3133 FAX 835-1222	
権利擁護推進課	TEL 835-5280 FAX 835-5282	
障害者生活支援センター（社協ひまわり）	TEL 710-8105 FAX 864-0570	〒336-0027 さいたま市南区沼影 1-10-1　ラムザタワー 1 階
在宅サービス課	TEL 661-3620 FAX 782-6840	〒331-0823 さいたま市北区日進町 2-1864-10　JS 日進 1 階
大宮サービスセンター	TEL 782-6839 FAX 782-6840	
浦和サービスセンター	TEL 871-1230 FAX 883-2760	〒336-0017 さいたま市南区南浦和 2-38-8　ケーアイビル 2 階 B 号室
岩槻サービスセンター	TEL 749-8100 FAX 758-8099	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5　ワッツ東館 3 階

各区事務所

各区にさいたま市社会福祉協議会の区事務所があります。ボランティアの情報や各種サービスの受け付けを行います。

西区事務所
西区役所 2 階　TEL 622-3333　FAX 622-1991

北区事務所
北区役所 2 階　TEL 653-1177　FAX 653-6006

大宮区事務所
大宮区役所 4 階　TEL 646-4441　FAX 646-4447

見沼区事務所
見沼区役所 1 階　TEL 684-3322　FAX 684-2200

中央区事務所
中央区役所 4 階　TEL 854-3724　FAX 854-3511

桜区事務所
桜区役所 2 階　TEL 852-1611　FAX 852-1811

浦和区事務所
浦和区役所保健センター 1 階
TEL 834-3131　FAX 833-3199

南区事務所
南区役所 5 階　TEL 838-1818　FAX 838-2700

緑区事務所
緑区役所 3 階　TEL 874-0022　FAX 874-2900

岩槻区事務所
ワッツ東館 3 階　TEL757-9291　FAX 756-3064

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）「あんしんサポートさいたま」

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会　権利擁護推進課

さいたま市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある方、認知症高齢者などが、必要な福祉サービスを安心して利用できるよう、「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）」を行っています。

この事業では、福祉サービス利用の援助を基本に、日常生活上の手続きや福祉サービスの利用料、税金、公共料金などの支払いをお手伝いします。また、年金証書や預金通帳などの大切な書類のお預かりなど、日常生活を安心して送るための援助を行っています。

◆援助を受けるための手続き

相談

相談は無料です。必要に応じてさいたま市社会福祉協議会の専門員がお宅に訪問してお話を伺います。

支援計画

お困りの内容を確認しながら、専門員が支援計画を作成します。その内容を確認し、さいたま市社会福祉協議会と契約を結びます。

◆援助の実施

専門員から支援計画の説明を受けた生活支援員が、専門員の指示に基づいて定期的に援助を行います。

◆利用料金

生活支援員による援助は、1 回 1 時間まで 1,200 円～ 1,600 円（以降 30 分ごとに 400 円が加算）。書類等の預かりは、基本料 2,000 円（1 年間）、利用料 500 円（1 か月）。ただし、生活保護世帯は無料。

なお、詳しくはお問い合わせください。

障害者相談員

障害のある人やその家族等からの生活上の相談に応じ、同じ背景を持つ立場から助言その他の必要な援助を行うために、障害者相談員 30 名（身体障害者相談員 13 名、知的障害者相談員 4 名、精神障害者相談員 10 名、発達障害者相談員 2 名、難病患者相談員 1 名）を委嘱しています。

◆身体障害者相談員　13 名

障害の種類	氏名	ふりがな	電話番号
視覚	中野	なかの	878-1106
	小幡	おばた	090-2403-9162
	福迫	ふくさこ	080-4367-7248
聴覚	鈴木	すずき	FAX 667-3362
	内藤	ないとう	FAX 688-3848
	町田	まちだ	FAX 852-8020
	星野	ほしの	FAX 834-6706
	青山	あおやま	FAX 839-8639
	近内	こんない	E-mail deafsoudan.kon@gmail.com
肢体	米山	よねやま	641-8709
	岡田	おかだ	0493-56-6835
内部（じん臓）	似田貝	にたかい	767-7492
内部（膀胱・直腸）	八木田	やぎた	686-5520

◇知的障害者相談員　4名

氏名	ふりがな	電話番号
羽生田	はにうだ	652-6946
熊久保	くまくぼ	686-6927
石上	いしがみ	090-3229-8187
宮部	みやべ	756-0915

◇精神障害者相談員　10名

相談先	電話番号
さいたま市精神障害者家族会連絡会事務局	070-2150-5945 070-3881-5070

※精神障害者相談員の相談時間は、月曜日から土曜日までの10時から15時までです。

◇発達障害者相談員　2名

相談先	電話番号
埼玉親の会「麦」	080-4125-6020

◇難病患者相談員　1名

相談員	ふりがな	電話番号
石垣	いしがき	839-4767

民生委員・児童委員

〈窓口〉各区役所福祉課

西区役所　福祉課　TEL 620-2653　FAX 620-2762
北区役所　福祉課　TEL 669-6053　FAX 669-6167
大宮区役所　福祉課　TEL 646-3053　FAX 646-3165
見沼区役所　福祉課　TEL 681-6053　FAX 681-6162
中央区役所　福祉課　TEL 840-6053　FAX 840-6165
桜区役所　福祉課　TEL 856-6163　FAX 856-6272
浦和区役所　福祉課　TEL 829-6121　FAX 829-6238
南区役所　福祉課　TEL 844-7163　FAX 844-7277
緑区役所　福祉課　TEL 712-1163　FAX 712-1270
岩槻区役所　福祉課　TEL 790-0155　FAX 790-0265

それぞれの担当区域において、介護や医療の悩み、子育ての不安、生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、関係機関とのつなぎ役になります。

詳しくは上記の窓口にお問い合わせください。

聴覚障害者相談員

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会　地域福祉課

浦和区常盤 9-30-22　浦和ふれあい館内　専用 FAX 823-9557　TEL 823-9556

聴覚障害者等の生活上の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

◇相談日

月曜日～金曜日　午前9時～午後5時　※祝日・年末年始は休みです。

埼玉県社会福祉協議会

〈窓口〉埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター
浦和区針ヶ谷 4-2-65　彩の国すこやかプラザ内　FAX 822-1406

障害のある方の生活上のさまざまな相談を行っています。

相談内容	曜日※	受付時間	相談専用電話番号
生活相談 （権利擁護相談）	月～金曜日	午前９時～午後４時	822-1240 （身体・精神障害者とそのご家族・関係者） 822-1204 （知的障害者とそのご家族・関係者）
法律相談（要予約）	水・金曜日	午後１時～午後２時30分	まずは生活相談にお電話ください。
差別に関する相談	月～金曜日	午前９時～午後５時	822-1297

（※祝日・年末年始を除く）

埼玉県障害者権利擁護センター

〈窓口〉埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター
浦和区針ヶ谷 4-2-65　彩の国すこやかプラザ内　TEL 822-1297　FAX 822-1406

障害のある方の虐待についてのご相談をお受けします。また、使用者による障害者虐待についての届出や通報の受付を行います。

◆相談日

月曜日～金曜日　午前８時30分～午後５時15分（祝日・年末年始を除く）

成年後見制度の利用支援

〈窓口〉各区役所支援課（３ページ参照）

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援するための制度です。

成年後見制度を利用するには家庭裁判所への申立てが必要になりますが、さいたま市は以下のような利用支援を行っています。

⑴　市長による申立て

身寄りがないなどの理由により、親族などによる家庭裁判所への申立てができない方について、市長が代わりに申立てを行います。

⑵　成年後見人等に対する報酬の助成

成年後見制度を利用するにあたって報酬費用を負担することが困難な方に対して、後見人等への報酬費用の助成を行います。